

平成29年4月から 松本地域の県の現地機関が変わります



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

○松本地方事務所は、

松本地域振興局になります。

地方事務所の業務は、税務・建築関連業務を除き、地域振興局が引き継ぎます。
場所は、今までと同じ（合同庁舎の2階・3階・5階）です。

◇変更点

【地方事務所】 ⇒ 【地域振興局】
地域政策課 ⇒ 総務管理課（パスポート、防災、NPO法人関連業務など）
企画振興課（地域課題窓口、地域発元気づくり支援金など）
税務課 → （中信県税事務所へ） 建築課 → （松本建設事務所へ）



地域振興局長

地域振興局長のリーダーシップのもと、県の現地機関が連携して、スピード感を持って主体的・積極的に地域課題に取り組みます。

相談・要望など皆様の声をお聞かせください。

○松本地方事務所税務課は、

中信県税事務所になります。

地方事務所税務課の業務は、県税事務所が引き継ぎます。
場所は、今までと同じ（合同庁舎の3階）です。

○松本地方事務所建築課は、

松本建設事務所建築課になります。

地方事務所建築課の業務は、建設事務所建築課が引き継ぎます。
場所は、今までと同じ（合同庁舎の2階）です。

※木曽・北安曇地方事務所商工観光建築課建築係は、木曽・大町建設事務所整備・建築課へ移管します。